

各分科会の役割分担と今後の検討課題について(分野別の重点課題)

1 生きがい・介護予防分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策(施策の方向・基本的施策)	主な取組み(平成21～23年度)	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
1 生きがい・ 社会参加の推進	2 活動的で充実した生活の支援 〔基本的な施策〕 (1) 多様な社会貢献活動を支援 する環境づくり (2) 趣味、サークル活動等の支援 5 高齢者の地域社会への参加促進 〔基本的な施策〕 (1) 積極的な地域活動の促進 (2) ボランティア・NPO活動の促進	高齢者の社会貢献活動に係る環境づくりの推進(人材育成等)。 生涯学習や文化・スポーツ活動の機会提供。 高齢者の地域社会への参加支援(老人クラブ活動の促進等)。	高齢化の進行に伴い、高齢者の生きがいづくりがますます重要になる一方、高齢者の社会における役割や活動がこれまで以上に期待される。 高齢者の地域社会への参加促進 多様なライフスタイルへの対応	教養、文化、スポーツ活動等の機会の提供。 高齢者の社会参加のための環境づくり、人材育成。 高齢者の主体的な地域貢献の促進 など
2 健康づくり・ 介護予防の推進	1 健康づくり・介護予防の 総合的な推進 〔基本的な施策〕 (1) 生涯を通じた健康づくり、 介護予防の推進 (2) 効果的な介護予防の 取組みの推進 (3) 健康づくり・介護予防を支援 する仕組みの充実	生涯を通じた自主的な健康づくりの支援 (健康マイレージ事業、市民センターを拠点とした健康づくり事業等) 生活習慣病対策のための各種検診の実施 介護予防に関する正しい知識の普及及び理解の促進 介護予防が必要な高齢者の早期把握 介護予防に効果のある事業の実施 一貫性・連続性のある介護予防ケアマネジメントの実施 (地域包括支援センターによる支援等) 地域の社会資源の活動支援と連携強化・介護予防に携わる人材 の育成(人材の育成、自主活動の支援)	これまでの取組みを通じ、健康づくり・介護予防の重要性の理解の 促進、取組みへの動機づけが進んできた。 今後は、生涯を通じて自主的な健康づくりを継続するための支援策 や、より効果的な介護予防事業のあり方(対象者の把握手法、支援体 制づくり、普及啓発方法等)などに力を入れていく必要がある。 生涯を通じた健康づくりの推進 より効果的な介護予防の推進	自主的な健康づくりを継続するための支援策の検討。 (稼働層を含む幅広い層への普及・啓発等) より効果的な介護予防の検討 〔介護保険事業計画における検討課題〕 ・ 地域支援事業について 再掲 ・ 地域包括ケアについて ・ 新たなサービスの実施について(介護予防等) など

2 認知症対策・権利擁護分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策(施策の方向・基本的施策)	主な取組み(平成21～23年度)	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
3 認知症対策の 充実	3 認知症対策の充実・強化 〔基本的な施策〕 (1) 予防から早期発見・早期対応・ ケア・家族支援までの一貫した 対応の充実 (2) 認知症を正しく理解し支える 人材の育成と活動支援 (3) 認知症高齢者の安全の確保	市民啓発の推進(認知症サポーターキャラバン事業等) 認知症の予防(認知症予防教室等) 早期発見・早期対応・連携の充実(ものわすれ外来等) 安全の確保(徘徊高齢者等SOSネットワークシステム等) 家族介護支援(認知症コールセンター等)	認知症への理解を深めるため、市民啓発や認知症サポーターへの フォローアップのあり方について検討する必要がある。 また、認知症の早期発見・早期対応へ向けて、関係機関相互の連 携を推進する必要がある。 これらの課題とあわせて、家族による介護を支援するため、相談や サービス等を通じた負担軽減を図るとともに、認知症高齢者の安全確 保を推進する必要がある。 認知症高齢者のケア、家族への支援の充実	認知症サポーターの養成、フォローアップのあり方。 認知症ケアの充実 (早期発見・早期対応、安全確保等) 家族の負担軽減 (電話、面接等による相談等) 〔介護保険事業計画における検討課題〕 ・ 地域支援事業について 再掲 ・ 認知症対策の充実について (市民後見人の活用、認知症に関する調査研究等) など
4 虐待防止、 権利擁護の充実	4 虐待防止・権利擁護の推進 〔基本的な施策〕 (1) 介護する家族への支援の充実 (2) 虐待防止・権利擁護の仕組 みの強化	高齢者虐待防止事業の推進 予防、啓発、早期発見、早期対応 成年後見、市民後見の促進 みるとらいとの連携等	高齢者虐待の発生を未然に防ぐため、引き続き啓発活動を実施す るとともに、虐待の発生時に、迅速・適切な対応ができるよう高齢者虐 待防止システムの更なる充実を図る必要がある。 また、高齢者の権利擁護の促進に向けて、引き続き成年後見制度 の利用促進を図る必要がある。 虐待の防止、早期対応の推進	高齢者虐待防止システムの向上。(啓発、防止、早期対応) 市民後見人を活用した成年後見制度の拡充 など

3 地域包括支援分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策(施策の方向・基本的施策)	主な取組み(平成21～23年度)	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
5 総合的な 相談・支援体制 の充実	<p>6 地域における安全・安心の確保 〔基本的な施策〕</p> <p>(1) 見守りネットワークの充実 (2) 防犯・防火対策の推進 関連施策 (3) 外出しやすい生活環境の整備 関連施策</p> <p>7 高齢者に分かりやすい仕組みづくり 〔基本的な施策〕</p> <p>(1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実</p> <p>9 高齢者を支えるサービスの充実 〔基本的な施策〕</p> <p>(1) 在宅生活を支援するサービスの充実 (3) 保健・医療・福祉の連携強化</p>	<p>いのちをつなぐネットワーク事業の推進</p> <p>地域包括支援センターの周知、関係機関等のネットワークの構築</p> <p>地域包括支援センターを中核とした取組みの推進 (介護予防事業の実施、高齢者虐待の発生防止・早期対応)</p> <p>在宅福祉サービスの推進(訪問給食サービス等)</p>	<p>高齢者に係る問題の増大・複雑化に対応した支援の充実を図るため、見守り・相談・支援に係る継続的な質の確保に努める必要がある。</p> <p>また、高齢者が身近な地域で安心して相談を行うとともに、切れ目のない支援が受けられるよう、相談・支援体制の推進を図る必要がある。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">身近な地域での相談と“切れ目のない”支援のできる連携の強化</p>	<p>介護や医療、地域などと連携した相談支援体制の強化。</p> <p>統括支援センター(各区)のマネジメントの基で、保健師、ケアマネジャー、社会福祉士がチームでアプローチできる体制づくり 在宅生活を支えるサービスのあり方 など</p> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援事業について 再掲 ・ 医療との連携について ・ 日常生活圏域ごとの分析について ・ 新たなサービスの実施体制について 再掲 ・ 地域包括支援センターの運営について ・ 地域包括ケアについて 再掲

4 介護保険分科会、地域密着型分科会

重点課題 (分科会所管事項)	【参考】第二次高齢者支援計画 関係施策(施策の方向・基本的施策)	主な取組み(平成21～23年度)	取組みの中で見えてきた課題	今後の検討課題 (介護保険事業計画に係る検討課題を含む。)
6 高齢者を 支えるサービスの 充実	<p>7 高齢者に分かりやすい仕組みづくり 〔基本的な施策〕</p> <p>(1) 質の高いサービスを適切に選択できる環境の整備</p> <p>8 介護保険制度の円滑な実施 〔基本的な施策〕</p> <p>(1) 介護保険制度の適正な運営 (2) 介護サービスの質の向上と人材育成の推進</p> <p>9 高齢者を支えるサービスの充実 〔基本的な施策〕</p> <p>(1) 高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保</p>	<p>ニーズに対応した介護サービスの提供 利用者数の増加</p> <p>介護サービス等の基盤整備(特別養護老人ホーム等の整備)</p> <p>介護人材の確保・育成(就労支援、研修の実施)</p>	<p>高齢化の更なる進行を受けて、要介護高齢者の地域生活を支える介護サービスの基盤整備や在宅サービスの推進を図るとともに、高齢者の住まいの提供等に努める必要がある。</p> <p>一方で、介護サービスの利用者の増加に伴い介護給付費の増加が見込まれることから、地域のニーズや市民の意見を踏まえて、介護給付費と介護保険料について検討する必要がある。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域生活を支えるサービスの整備</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">サービスを支える人材の確保</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">増加する介護給付費への対応</p>	<p>地域生活を支える介護サービスの推進 (特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、在宅サービスなど)</p> <p>介護人材の確保・育成。(有資格者の就労支援等)</p> <p>次期介護保険料の検討。 など</p> <p>〔介護保険事業計画における検討課題〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者人口、及び要介護認定者数の見込み ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み ・ 施設整備について(事業見込量等) ・ 地域支援事業について 再掲 ・ 地域包括ケアについて 再掲 ・ 日常生活圏域ごとの分析について 再掲 ・ 市町村特別給付等について ・ 介護保険料、介護サービスの利用料について ・ 新たなサービスの実施体制について 再掲

主な取組みの実施状況について

3 認知症対策の充実

主な取組み	主な事業名	事業概要	平成 22 年度実績
市民啓発の推進	認知症サポーター キャラバン事業	キャラバン・メイト養成研修の 実施 認知症サポーター養成講座の 実施 キャラバンメイトフォローア ップ研修 認知症サポーターへの情報誌 の作成	キャラバン・メイト養成数 22 人 認知症サポーター養成数 6,919 人 平成 17 年度からの累計 キャラバン・メイト 204 人 認知症サポーター26,318 人
認知症の予防	認知症を予防するた めの心と体の健康づくり 事業	認知症予防啓発講演会の実施 認知症予防教室の実施	認知症予防啓発講演会 6 回実施 571 人参加 認知症予防教室 延べ 249 回実施 延べ 2,479 人参加
早期発見・早期対 応・連携の充実	「ものわすれ外来」 運営事業	市民が気軽に受診でき、住み慣れ た地域での生活を第一に考えて支 援できる認知症の専門外来を設置 することで、医療保健・福祉との 連携による認知症の予防、早期発 見、早期対応システムを構築し、 認知症になっても、安心して住み 慣れた地域で生活できるよう支援 を行うもの。 ものわすれ外来の設置 ものわすれ外来協力医療機関担 当医研修 広報・啓発	北九州市内のものわすれ外来 設置数 44 機関 ものわすれ外来協力医療機関 担当医研修 3 回実施 延べ 118 人参加
認知症ケアにあ たる専門職のス キルアップ	認知症介護研修事業	認知症高齢者に対する介護サー ビスの充実を図るため、事業所の指 導的立場にある人および介護実務 者に対し、認知症高齢者の介護に 関する研修を実施するもの。	認知症介護実践者研修 388 人 認知症介護リーダー研修 31 人 認知症対応型サービス事業開設 者研修 21 人 認知症対応型サービス事業 管理者研修 71 人 小規模多機能型サービス 計画作成担当者研修 29 人 認知症介護指導者養成研修 2 人 フォローアップ研修 2 人

主な取組み	主な事業名	事業概要	平成 22 年度実績
安全の確保	徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステム	認知症啓発活動に伴う「あんしん協力依頼」の推進 区推進協議会による区・地域レベルの講演会等による啓発の推進 SOS ネットワークシステムとの連携による位置探索サービス事業の利用促進	徘徊高齢者等 SOS ネットワーク登録者数 633 人 徘徊高齢者等位置探索サービス登録者数 86 人
家族介護支援	認知症コールセンター	認知症の本人や家族が抱える不安や悩みを気軽に相談してもらうように設置。状況に応じて、医療機関等の社会資源へのつなぎも実施。 利用対象者 認知症の本人や家族など 受付時間 火～土曜日の週 5 日 10:00～18:00 (8 時間) 相談員 介護経験のある者 2 名 体制 相談料 無料 (フリーダイヤル)	相談件数 419 件

北九州市の認知症対策については別紙 1 参照のこと。

4 虐待防止、権利擁護の充実

主な取組み	主な事業名	事業概要	平成 22 年度実績
高齢者虐待防止事業の推進 (1)	高齢者虐待防止事業 (予防、啓発、早期発見、早期対応)	在宅における虐待防止システムの推進 (別紙 2)	虐待通報件数 102 件 虐待件数 69 件 (平成 21 年度実績)
	施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システム	施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システムの推進 (別紙 3)	虐待通報件数 3 件 虐待件数 0 件 (平成 21 年度実績)
成年後見、市民後見の促進 (みると・らいととの連携等)	成年後見制度利用支援事業	市長申し立ての実施 市長申し立て費用の助成、 後見報酬補助あり 成年後見制度への相談対応 成年後見制度利用促進のための普及、啓発	市長申し立て件数 18 件 相談件数 615 件 (みると対応実績)
	権利擁護・市民後見促進事業	市民後見人の養成 市民後見人を活用した法人後見を実施する北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」の支援	第 3 期市民後見人養成研修 (実務) を実施 研修者数 12 人 平成 19 年度からの累計 59 人 法人後見受任件数 23 件
	地域福祉権利擁護事業	判断能力が衰えた高齢者などに対し、金銭管理や財産管理のサービスなどを行うとともに日常生活の見守りを行う。	契約件数 286 件

1 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (通称：高齢者虐待防止法)」の規定が「在宅における高齢者虐待」と「施設における高齢者虐待」に分かれているため、それぞれの虐待防止システムでの対応を行っている。(虐待防止法については下記参照)

高齢者虐待防止法の法体系及び概要

第 1 章 総則

法律の目的、高齢者虐待の定義、国及び地方公共団体・国民の責務、高齢者虐待の早期発見等に関する規定

第 2 章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

在宅の高齢者の虐待防止及び在宅の高齢者が養護者による虐待を受けた際の市町村、都道府県の対応等について規定 (通報を受けた場合の措置、立入調査、面会制限等)

第 3 章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

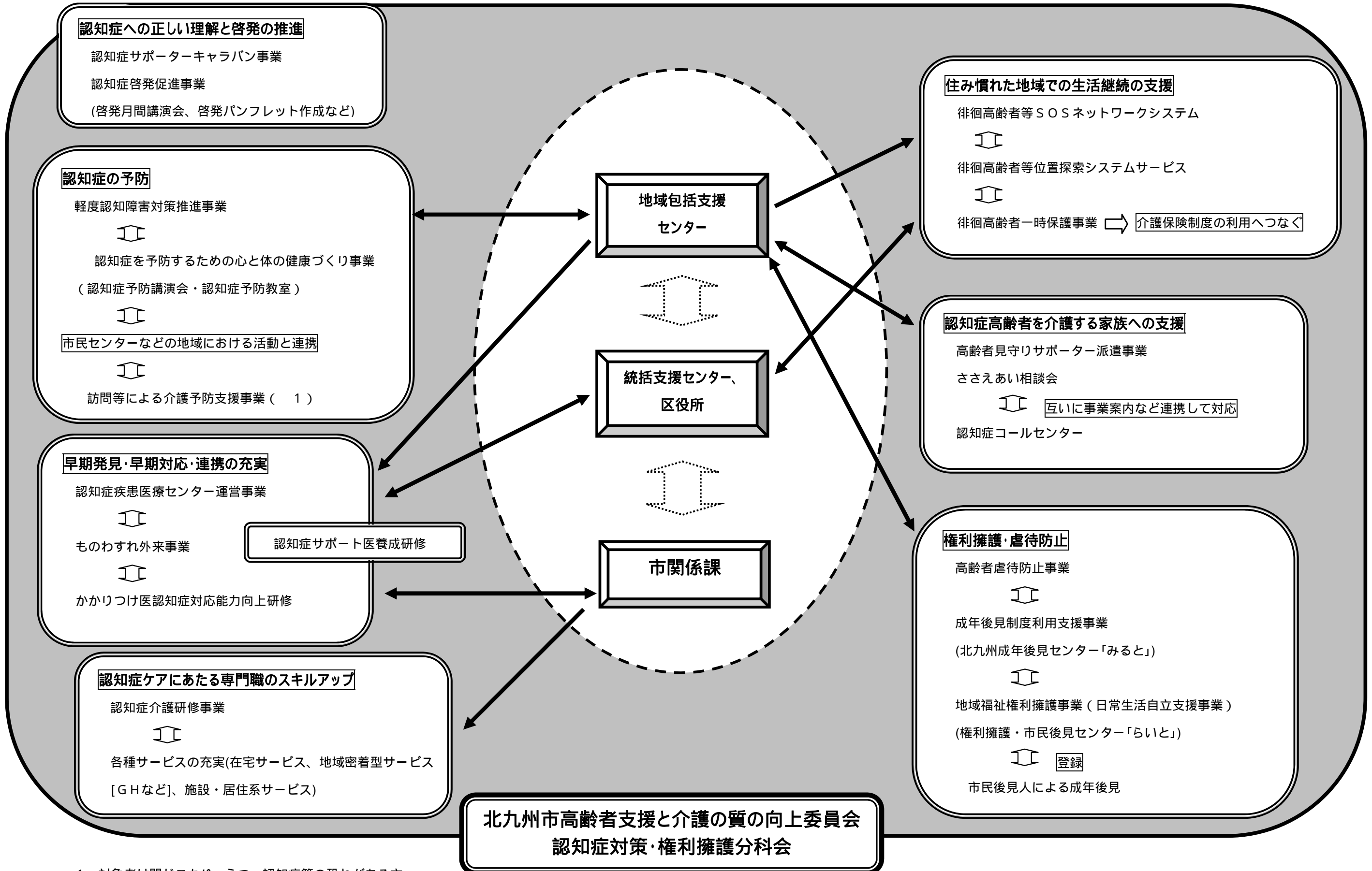
養介護施設における高齢者虐待の防止、養介護施設従事者等による高齢者虐待発生時の市町村、都道府県の対応等について規定

第 4 章 雑則

調査研究、成年後見制度利用促進に関する規定

第 5 章 罰則

北九州市の認知症対策



1 : 対象者は閉じこもり、うつ、認知症等の恐れがある方